

土山都市計画区域の用途地域変更に関する

公聴会開催のお知らせ

甲賀市では、土山都市計画区域における用途地域の変更を行う予定です。

この度、その案がまとまりましたので、今回変更する土山都市計画区域内の甲賀市にお住まいのみなさまにお示しするとともに、広くご意見等をお聴きするため、次のとおり甲賀市都市計画公聴会規則に基づき公聴会を開催します。

◇公聴会の日時

令和7年10月13日(月) 午前10時から

◇公聴会の開催場所

土山地域市民センター 3階 3B会議室
甲賀市土山町北土山1715番地

◇公聴会で意見を述べたい方

本公聴会では、土山都市計画区域内の市(甲賀市)に住所を有している方が、公述人として意見を述べることができます。なお、公述意見は、公共・公益的見地からお願いします。

◇公述人となることを希望される方

公述人となることを希望される方は、公述申出書(住所、氏名、年齢、電話番号ならびに述べようとする意見の要旨を書いた書面)を、下記の公述申出書提出先一覧表に記載してあるところへ提出してください。なお、公述申出書の要旨は、提出先に配置していますとともに、市のホームページよりダウンロード可能です。

◇公述申出書提出先

公述申出書提出先	所在地	連絡先
甲賀市建設部都市計画課	〒520-8502 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2203

用途地域を変更する案を示す地図は、上記提出先一覧表の場所で、令和7年9月25日(木)～令和7年10月6日(月)の執務時間内で閲覧できます。(土日、祝日を除く)

◇公述申出書の提出期限

公述申出書の提出期限は、令和7年9月25日(木)～令和7年10月6日(月)の執務時間内までです。なお、郵送される場合は、この期間に公述申出書提出先に到達したものに限りです。

◇公述人の選定

公聴会は、開催時間その他に制限がありますので、公述の申し出をされた方すべてに公述していただけない場合もあります。

◇公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場においでください。
ただし、席数に限りがありますので先着順となります。満員の時はお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

◇公聴会についてのお問い合わせ

公聴会については、甲賀市建設部都市計画課にお問い合わせください。

※公述申出がない場合は、公聴会を中止します。なお、公聴会の中止については、令和7年10月7日(火)以降に、市都市計画課のホームページでお知らせします。

都市計画の決定の手続き

甲賀市が定める都市計画は、次のような手続きにより決定されます。
(地区計画の案を作成する場合は条例に基づく住民意見反映の手続きが必要となります)

